

○弁護士トライアル制度に関する実施要領

(平成 26 年 12 月 10 日制定)

(目的)

第 1 条 この要領は、企業、地方公共団体等（以下「企業等」という。）と業務委託契約を締結して一定時間の法的事務を提供することを希望する弁護士会員に関する情報を提供する弁護士トライアル制度（以下「本制度」という。）の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名簿への登録)

第 2 条 企業等と業務委託契約を締結して一定時間の法的事務を提供することを希望する弁護士会員は、随時、登録弁護士名簿（以下「名簿」という。）に登録を受けることができる。

2 名簿に登録することができる弁護士会員は、弁護士登録後 1 年以上経過した会員とする。ただし、新規登録弁護士研修規則第 7 条の規定により一般法律相談研修の履修義務を免除された会員は、弁護士登録後 1 年未満であっても名簿に登録することができるものとする。

[新規登録弁護士研修規則第 7 条]

3 弁護士会員は、名簿に登録を受けるに当たり弁護士賠償責任保険に加入しなければならない。

4 名簿への登録を希望する弁護士会員は、次に掲げる事項を本会に届け出るものとする。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 弁護士としての職務経験年数
- (4) 学歴
- (5) 職歴
- (6) 登録番号
- (7) 事務所の名称、住所、電話番号及びファクシミリ番号
- (8) 保有している弁護士資格以外の資格
- (9) 業務として使用可能な言語
- (10) 主な取扱業務
- (11) 過去に取り扱った案件や業務
- (12) 希望執務時間及び日数
- (13) その他会長が企業等へ提供する情報として適切であると思料する事項

5 会長は、前項の規定による届出をした弁護士会員について各種法律相談・弁護士紹介等担当者名簿登録の拒否等に関する規則に従って登録の可否を判断し、届出事項を名簿に登録する。

[各種法律相談・弁護士紹介等担当者名簿登録の拒否等に関する規則]

6 登録期間は、登録日から 1 年を経過した日の属する月の末日までとする。

7 名簿に登録された弁護士会員（以下「登録会員」という。）は、登録期間の満了日の 1 か月前までに第 4 項各号に掲げる事項を本会に届け出ることにより、登録を更新することができる。この場合において、更新後の登録期間については、前項の規定を準用する。

（名簿の閲覧等）

第 3 条 名簿の閲覧を希望する企業等は、次に掲げる事項を本会に届け出るものとする。

- (1) 名称
- (2) 所在場所
- (3) 代表者の氏名
- (4) 担当者の氏名及び部署
- (5) 連絡先
- (6) 事業の概要
- (7) 弁護士による一定時間の法的事務の提供を受けることを希望する具体的理由
- (8) 希望する弁護士の条件
- (9) 希望する業務委託契約の内容
- (10) その他会長が本会へ提供する情報として適切であると思料する事項

2 名簿の閲覧を希望する企業等は、会長が指定する書式による誓約書を提出しなければならない。

3 会長は、企業等に次の各号のいずれかに該当する事情があると認める場合は、当該企業等に対し名簿の閲覧をさせないことができる。

(1) 締結を希望する業務委託契約の内容が、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）、弁護士職務基本規程その他の日本弁護士連合会及び本会が定める弁護士倫理に関する規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

[弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）]

(2) 弁護士法、弁護士職務基本規程その他の日本弁護士連合会及び本会が定める弁護士倫理に関する規定に違反したことがあるとき、違反した疑いがあるとき、又は現に違反するおそれがあるとき。

[弁護士法]

(3) 弁護士法、弁護士職務基本規程その他の日本弁護士連合会及び本会が定める弁護士倫理に関する規定に違反したことがある者、違反した疑いがある者又は現に違反するおそれがある者（弁護士を含む。）と雇用契約その他の契約を締結しているとき。

[弁護士法]

(4) 暴力団等反社会的勢力又はその構成員と関わりを有したことがあるとき、有していた疑いがあるとき、又は現に有するおそれがあるとき。

(5) 犯罪を惹起し、又は助長するおそれがあるとき。

(6) 販売方法、宣伝広告方法その他営業形態が消費者を害するおそれがあるとき。

(7) 顧客の窮状に乗じ、利益を図るおそれがあるとき。

(8) いたずらに射幸心をあおり、暴利を図る等善良な風俗を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるとき。

(9) その他前各号に準じて本制度を利用させることが不相当であるとき。

(業務委託契約の締結等)

第4条 企業等は、名簿を閲覧し、登録会員との間で業務委託契約を締結することを検討する場合は、登録会員に直接連絡して、登録会員との間で契約締結のための協議を行うものとする。

2 登録会員は、名簿を閲覧した企業等と業務委託契約の締結に至ったとき、及び当該契約が終了したときは、本会が別に定める書式により、本会に報告するものとする。

3 企業等と登録会員との間の業務委託契約の締結は、当事者が直接協議して当事者の判断で行うものであり、本会は、紹介、仲介、あっせんその他の関与を行うものではなく、当該契約の締結に一切の責任を負わない。

(登録の抹消)

第5条 会長は、登録会員に次に掲げる事由があるときは、当該登録会員を名簿から抹消する。

(1) 弁護士でなくなったとき。

(2) 本会の弁護士会員でなくなったとき。

(3) 登録会員から抹消の申出があったとき。

2 会長は、登録会員が各種法律相談・弁護士紹介等担当者名簿登録の拒否等に関する規則第3条第1項又は第11条第1項に掲げる登録拒否事由を充たすことが明らかになったときは、当該登録会員を名簿から抹消することができる。

[各種法律相談・弁護士紹介等担当者名簿登録の拒否等に関する規則第3条第1項][第11条第1項]

(登録事項の変更)

第6条 登録会員は、第2条第4項の規定により届け出た事項について変更があったときは、速やかに、本会に届け出なければならない。届け出た事項の削除を希望する場合も、同様とする。

[第2条第4項]

2 会長は、前項の規定による届出があったときは、名簿の登録事項を変更し、又は削除する。

(名簿の管理)

第7条 名簿は、東京弁護士会弁護士活動領域拡大推進本部が管理する。

附 則

この要領は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（平成27年2月19日）から施行する。